

## 家庭ごみ有料化などについての市民説明会 要録

### 1 実施の概要

(1) 開催期間 平成31年2月9日から20日まで(全7回)

(2) 開催会場、参加者数等

日程	会場	参加者数(名)
平成31年2月9日(土) 午前10時30分～	小平第三小学校	105
平成31年2月9日(土) 午後2時30分～	小平第十二小学校	125
平成31年2月15日(金) 午後7時～	福社会館	115
平成31年2月16日(土) 午前10時30分～	小平第七小学校	151
平成31年2月16日(土) 午後2時30分～	小平第五小学校	222
平成31年2月19日(火) 午後7時30分～	ルネこだいら	211
平成31年2月20日(水) 午後3時～	健康センター	412

※各回60分間

合計 1,341

### 2 意見・質問

番号	意見・質問の概要	市の考え方
1	指定収集袋の「記入欄」はどのように活用すればよいか。	指定収集袋に記入欄は設けておりますが、記入欄への記名は基本的に必要ありません。記名がない場合でも収集いたします。 ごみ出しマナーの向上などのため、自治会や集合住宅の中でのルール付けとして自主的に記名を行う場合にご利用いただけるよう欄を設けるものです。
2	ボランティアごみは燃やすごみの日とは別の日に出してよいか。 草葉にもボランティアシールを貼らなければいけないのか。	ボランティアごみは、収集したごみを分別していただき、それぞれの品目の収集日にシールを貼ってお出してください。 また、草葉については、無料の品目なのでボランティアシールを貼る必要はありません。
3	5年後、10年後には指定収集袋の価格は下がるのか。	家庭ごみ有料化後のごみ量、市民の皆様のご意見、廃棄物減量等推進審議会のご意見などを踏まえ、しっかりとした検証を行った上で、検討してまいります。
4	カレンダー・パンフレットを見ても、有料の品目と無料の品目の区別が分かりづらい。	今回新たに作成したカレンダー・パンフレットにつきましては、カラーでイラストを多くして、分かりやすく作成することを心がけております。 本年10月に改訂しますので、いただいたご意見などを参考に、さらに分かりやすく表現してまいります。
5	市役所は家から遠いので、ボランティアシールの配布は、東部・西部出張所でも取り扱ってほしい。	清掃する場所によって所管課がそれぞれ異なっており、市役所の各部署での受付となります。ご理解いただきますようお願いいたします。
6	家の敷地内に投げ込まれた不法投棄はどの程度の期間我慢すればよいのか。	ご自宅の敷地内に不法投棄された場合については、これまでと同様、敷地の所有者にて処分をお願いいたします。 しかしながら、市としてもパトロールの強化や警察との連携の強化を図ってまいりますので、状況に応じて、市や警察にご相談ください。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
7	風によるごみの飛散が心配なので、品目により排出場所を変えてもよいか。	品目ごと、日ごとに排出場所を変えると、収集に支障があり、収集漏れの恐れがありますのでご遠慮ください。 飛散の対策として、ネットやポリバケツ等を使用いただいても構いません。
8	近くの集合住宅のごみの管理が悪いので、道路に広がったごみを自分が掃除している。その場合はボランティアシールの対象となるか。 また、市が大家への対応を図ってもらえるのか。	道路にあるごみを拾うことにつきましては、道路ボランティアの扱いになりますので、ボランティアシールの対象となります。 また、ごみ出しマナーが悪い集合住宅につきましては、市にご連絡いただければ、市からその管理者へ連絡を取るとともに、ポスティングして入居者に注意喚起するなどの対応を図ります。
9	分譲住宅（戸建）に設置してある、各区画の集積所は今後どうなるのか。	4月以降、集積所は廃止となります。戸別収集となりますので、各戸の敷地内に資源やごみをお出しく下さい。
10	地面に固定されている集積所（ストッカー等）は今後どうなるのか。	4月以降、集積所は廃止となりますので、集積所を使用している方々で取り外していただければ、2020年3月末までは粗大ごみとして無料で収集させていただきますので、市にご連絡ください。
11	玄関先にポリバケツを置いた場合、収集日当日の品目の袋と収集日でない品目の袋を混在してポリバケツに入れた場合、収集員が判断して当日の品目の袋だけ収集してもらえるのか。	収集員が判断して、収集日当日の品目の袋のみ収集することとなりますが、収集作業員が混乱する場合がありますので、なるべくご遠慮ください。
12	家に隣接しているブロックで囲まれた集積所に不法投棄される可能性があるため、対応してほしい。	4月以降、集合住宅の敷地内の集積所以外の集積所は廃止となります。また、市が所有する行政財産集積所につきましては、「4月1日からこの集積所は利用できません。不法投棄禁止」と記載した看板を2月から3月にかけて設置します。なお、希望者には看板を配布しております。 4月以降、旧集積所に不法投棄がされた場合には、原則その敷地の所有者が処分することになりますので、例えば、市が所有する行政財産集積所に不法投棄があった場合には、市が対応いたします。
13	私道沿いの集積所に今後も排出してよいか。	私道沿いの集積所につきましても、4月以降、集積所は廃止となりますので、集積所に出された資源やごみは収集しません。
14	道路の植え込みに不法投棄があるが、歩道の管理はどこが行っているのか。パトロールはどのように行うのか。	市道であれば、市の管理になりますので市にご連絡ください。 また、パトロール等は現在も行っておりますが、有料化直後につきましては積極的に巡回し、また、警察とも密に連携を取って対応してまいります。
15	なぜ行政財産集積所を売却するのか。	売却を前提にするわけではなく、行政財産集積所跡地につきましては、それぞれの場所・形状等に応じて1か所ずつ用途を検討していくこととなります。 その一つの手法として、集積所に隣接する方へ売却することを考えております。
16	集合住宅の管理者へ、4月からの変更点について案内はしているのか。	昨年12月に集合住宅管理者向けの説明会を行いました。また、不動産会社等への案内を随時行っております。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
17	集合住宅に住んでいるが、4月1日に分別されていないごみが集積所に出されていた場合どうなるのか。	これまでと同様、分別されていないものにつきましては、警告シールを貼り、収集しません。 居住者の方、集合住宅管理者にてご対応いただくこととなります。
18	集合住宅集積所に防犯カメラの設置を検討しているが市から補助金は出るのか。	市からの補助金はありません。各自でご検討をお願いいたします。
19	枝木は、どの品目の日に出せばよいか。	これまでと排出方法に変更はありませんので、週2回の燃やすごみの日に、1本の直径10センチ未満の枝木は、長さ50センチ未満・直径30センチ未満の束にしていただき、1度に5束までお出しください。
20	家の中の各部屋のごみ袋を、袋のまま指定収集袋に入れてもよいのか。	燃やすごみについては、そのような方法でお出しいただいても構いません。 ただし、燃やさないごみやプラスチック製容器包装につきましては、きちんと分別されていることが確認できず、また、中間処理施設の選別作業に支障をきたすことがあるため、中袋などには入れず、直接指定収集袋に入れてください。
21	ビンやペットボトルについているリングは外すのか。	簡単に取り外せるもの以外は、外さずに、ビンやペットボトルについたままお出しただいて構いません。
22	敷布団、かけ布団、毛布、枕の出し方は。	敷布団、かけ布団、毛布につきましては、資源として、ひもで十字にしばってお出しください。 枕は素材により、燃やすごみ、もしくは燃やさないごみとしてお出しください。
23	化粧の液体、油が入っているビンの分別は。	水ですすいで汚れが落ちるのであれば、「ビン」の日にお出しください。 ただし、汚れが落ちない、容器の中が洗えないものにつきましては、燃やさないごみの日にお出しください。
24	無料で収集する品目に使う、「透明か半透明の袋」の半透明とはどの程度の透過性のものをいうのか。 レジ袋もこれにあてはまるのか。	中身がある程度確認できる半透明の袋であれば構いません。 なお、無料で収集する品目に使う袋につきましては、レジ袋を使っていただいても構いません。
25	生ごみや生ごみが入ったネットを、レジ袋やポリ袋に入れて、その袋を燃やすごみ用の指定収集袋に入れて出してよいのか。	生ごみをポリ袋やレジ袋に入れて、それを指定収集袋に入れてお出しただいても構いません。 また、新聞紙などで生ごみを包んでお出しただくと、さらなるカラス対策にもなります。
26	紙おむつを小さい袋に入れて、その袋を透明・半透明の袋に入れて出してよいのか。	そのように出していただいても構いません。
27	ネコ砂・ペット砂の分別方法は。	原材料にもよりますが、紙製・粘土鉱物のネコ砂・ペット砂は燃やすごみの扱いとなります。 ただし、単純な砂の場合には市では収集できません。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
28	布切れは資源として出してよいか。	<p>ロール状の反物は古布類と同じ扱いになります。資源の日にお出してください。</p> <p>ただし、裁縫の際に出るような、切れ端については燃やすごみとなります。</p>
29	はがきの分別は。	<p>資源（雑誌・雑がみ）の日にお出してください。なお、個人情報が入る場合は、市役所、東部・西部出張所に設置してありますリサイクルボックスをご利用ください。</p>
30	紙パックは拠点回収ではなく、雑がみ（資源）として出してよいか。	<p>紙パックにつきましては、公共施設の拠点回収や購入した店舗での店頭回収をご利用ください。</p>
31	手動の男性用カミソリの、カミソリ本体、刃、替刃が入っているプラスチックケースの分別は。	<p>カミソリ本体、刃については、燃やさないごみとなりますので、布や新聞紙などに包んでいただき、燃やさないごみの指定収集袋に「きけん」と書いてお出してください。</p> <p>替刃が入っているプラスチックケースの分別につきましては、プラスチック製容器包装としてお出してください。</p>
32	トレーなどについている、「プラマーク」「価格」等を表示しているシールは剥がさなければならぬのか。	<p>可能な限り剥がしていただき、剥がれないもの、剥がしづらいものにつきましては、そのままにしてプラスチック製容器包装としてお出してください。</p>
33	お酒が入っている、アルミコーティングされた紙パックの分別は。	<p>通常の紙パックと同様、公共施設の拠点回収や店頭回収をご活用ください。</p>
34	豆腐の容器、トレー、ヨーグルトの容器の分別は。	<p>豆腐の容器、トレーについてはプラスチック製容器包装となりますが、ヨーグルトの容器については、プラマークがついているものにつきましては、プラスチック製容器包装の日にお出しいただき、紙製のものは燃やすごみとしてお出してください。</p>
35	灯油が入っているポリタンクの出し方は。	<p>3月末までは18ℓ以上のポリタンクは粗大ごみとなり、18ℓ未満のポリタンクは燃やさないごみとなります。</p> <p>4月からは指定収集袋に入れられる大きさのものがあれば、燃やさないごみとしてお出しいただき、入りきらない大きさのものは粗大ごみとしてお出してください。</p>
36	収集作業員が怪我をしないよう、ゆずやバラなどのとげがある枝木については段ボールの箱にいれて出してよいか。	<p>収集作業員は怪我をしないよう、注意を払って収集しておりますので、他の枝木と同様、ひもなどで束ねてお出してください。</p>
37	ペットボトルを切って、資源として出せない理由を教えてください。	<p>資源化する際、適正に再資源化することができなくなるため、資源としてお出しいただくことはできません。</p> <p>なお、工作等で切ったペットボトルにつきましては、燃やすごみとしてお出してください。</p>
38	写真用アルバムの出し方は。	<p>金属やプラスチック部分、フィルム、写真をすべて取り除くことができれば、雑がみ（資源）としてお出してください。</p> <p>分別することができない場合は、素材によって燃やすごみ、もしくは燃やさないごみとしてお出してください。</p>

番号	意見・質問の概要	市の考え方
39	1回5袋まで収集とあるが、6袋以上出したい場合はどうなるのか。	作業の効率化を図るため、1回につき種類ごとに5袋・5束まででお願いしております。6袋以上ある場合には、計画的にお出しいただき、6袋目以上のものは次の収集日にお出しください。
40	新しいリサイクルセンターの持ち込みできる品目は何か。 割れてしまった陶磁器は、収集してもらえるのか。	ペットボトル、プラスチック製容器包装以外の資源物については、常時持ち込みを受け付けます。 また、陶磁器食器（割れ物含む）、小型家電、廃食用油、はがき、インクカートリッジの持ち込みも受け付けております。
41	どろまみれになったペットボトルの分別は。	洗って汚れが落ちるようであれば、資源としてペットボトルの収集日にお出しください。 汚れが落ちない場合は、燃やすごみとしてお出しください。
42	汚れが落ちにくい納豆のパックは、洗えばプラスチック製容器包装として出してもよいか。	汚れが落ちれば、プラスチック製容器包装としてお出しください。
43	1回の収集につき5袋、5束までという制約があるが、集合住宅はどうなるのか。	集合住宅においても原則5袋、5束までを守ってください。 なお、入居者の人数に対して集積所が小さい場合などにつきましては、収集に支障が出る場合もありますので、集合住宅管理者や市にご相談ください。
44	ブルーシート、湿布、木製の板は燃やすごみか。	全て燃やすごみとなります。 ただし、板は50センチ以上のもので50センチ未満に分解できない場合は粗大ごみとしてお出しください。
45	食用の油を新聞紙や古布に染み込ませて燃やすごみの指定収集袋に入れて出してよいか。	そのように出していただいて構いません。 また、油を固めて燃やすごみで出していただくことも可能です。
46	雑がみをビニール袋に入れて出してよいか。	中身が確認できないので、ご遠慮ください。出す際は紙袋に入れるか、雑がみを束ねてひもなどでしばってお出しください。
47	発泡スチロールが大きすぎて袋に入らない場合はどうすればよいか。	細かくして、プラスチック製容器包装の指定収集袋に入れてお出しください。
48	段ボールについているガムテープは取らなければいけないのか。	資源化に支障がありますので、ガムテープは取ってお出しください。
49	尿取りパットは無料で収集してもらえるのか。	紙おむつと同様、無料となりますので、紙おむつと尿取りパットを、それだけを半透明か透明の袋に入れて燃やすごみの日にお出しください。
50	扇風機も解体してよいか。	扇風機は3月末までは粗大ごみとして出していただけますが、4月以降は指定収集袋に入れば、燃やさないごみの指定収集袋に入れてお出しいただくことができます。 その他の大型の品目につきましても、4月以降は指定収集袋に入れば、その素材ごとに燃やすごみ、燃やさないごみの袋に入れてお出しいただくことができます。
51	プラスチック製容器包装は、かさばるものもあるので、熱して小さくしてよいか。	小さくしても構いませんが、プラマークが確認できない場合、リサイクルできません。また、怪我をしないようお気をつけください。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
52	市民の意見をもっと聞き、市がきちんと説明をするべき。	市では、これまで約300回の出前講座・イベント、29回の市民説明会、窓口・電話等で市民の皆様へ日々説明を行っており、多くの方々に説明してまいりました。 今後も引き続き、丁寧かつきめ細かに説明してまいります。
53	家庭ごみ有料化、戸別収集のランニングコストはどうなっているのか。赤字になるのか。	家庭ごみ有料化につきましては、収支のバランスよりも、ごみを減量することを目的に行いますが、実施計画でお示ししているとおり、年間の収入は4億1千万円、支出が4億2千3百万円と試算しております。 しかしながら、ごみが減量するとその処理費用や中間処理施設の建設費用等も安価になることなどから、その効果を鑑みると、必ずしも赤字になるものではありません。
54	このような説明会でよくある質問の例を教えてください。	市民説明会資料に「よくある質問」として掲載するとともに、今回の説明会及び前回の説明会の主な質問とその回答をホームページで公開しております。 今回の説明会では、具体的な分別方法についての質問が多い傾向にあります。
55	電話できない場合、問合せはメールでもよいのか。	メール、電話、FAX等、どのような形でも構いません。
56	市外から新たに引っ越してきた際などにはカレンダー・パンフレットをいただけるのか。	市役所市民課窓口などにおいて、転入の手続きをする際に、カレンダー・パンフレットをお渡しします。
57	4月1日から資源循環課の事務室が移転することについて、もっと早く周知すべき。 また、市役所でも受付窓口等を継続すべき。	昨年12月に新聞折り込みで各家庭に配布した、「ごみらいふ」という広報誌などにおいて、窓口が移転することにつきましては周知しております。 今後は、リサイクルセンターをリサイクルや環境学習の拠点とし、さらなる3R施策を充実させてまいります。
58	カレンダー・パンフレットの全戸配布について、届いていない場合はどこに問い合わせればよいのか。	資源循環課までご連絡ください。
59	なぜ、臨時コールセンターをフリーダイヤルにできなかったのか。	フリーダイヤルに設定した場合には、委託料が大幅に増加し、また、可能な限り多くのお問合せにお答えできるよう、フリーダイヤルに設定しておりません。
60	市民説明会の資料とカレンダー・パンフレットは全世帯に配布されるのか。 また、希望者には、説明会の資料をもらえるのか。	カレンダー・パンフレットは全戸配布しておりますが、市民説明会の資料は全戸配布しておりません。 しかしながら、配布を希望される方には市役所でお渡しするほか、ホームページ上で説明会資料を公開しております。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
61	<p>市の食物資源循環事業に参加しているが、戸建住宅の場合の今後の排出場所はどうなるのか。 この事業はまだ新規募集するのか。</p>	<p>排出場所については、原則、グループのどなたかの家の敷地内1カ所に集めてお出しいただくこととなります。 排出場所については個別にご相談ください。 収集曜日に変更ありません。 なお、現在非常に多くの方から本事業についての申込みがあり、また、目標世帯人数の1,000世帯を既に超えていることから、参加までお待ちいただく場合がありますが、受付はしております。</p>
62	<p>5地区割りになることで費用は削減されるのか。</p>	<p>ごみ処理施設へ搬入する車両による渋滞の発生を回避し、車両の台数を日によって偏りをなくすために、平準化を図るものであります。費用面の削減を目的とするものではありません。</p>
63	<p>10月以降のカレンダー・パンフレットはいつ配布されるのか。</p>	<p>この度配布しているカレンダー・パンフレットは、2019年4月から9月末日までのものになりますので、2019年10月以降は、1年分のカレンダーを掲載したものを、9月頃全戸配布します。</p>
64	<p>中間処理施設のダイオキシンは問題ないのか。 中間処理施設は建て替えしないのか。</p>	<p>特に問題はありません。 なお、中島町にある中間処理施設は、平成37年度を目途に建て替える予定となっております。</p>